

規程

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 社員総会規程

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会の社員総会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

(司会者及び議長)

第2条 司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

第3条 司会者は、仮議長となり、出席正会員の中から議長を選出する。議長は1名又は2名とする。

第4条 議長は社員総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

(総会表決の委任)

第5条 正会員が、表決の委任ができない場合は、委任状をもって議長に表決を委任することができる。

(審記)

第6条 議長は、会議の議事を記録するため、書記1名を任命しなければならない。

(議長の宣告)

第7条 議長は、会議の成立を宣言する。但し、出席者が定員に満たない時は、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

(発言者)

第8条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属、氏名を明確にし発言しなければならない。

第9条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案要項を印刷し、総会の20日前までに事務局長に送付する
- (2) 修正動議は、あらかじめ文書を印刷し事務局長を通じ、議長に提出する
- (3) 緊急の事情により、総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議長に届け出る
- (4) 予算を伴うものについては、修正の結果、必要とする経費を、明らかにした文書を添えなければならない。

(採決)

第10条 採決を行う時、議長はその表決に付する議題を宣言しなければならない。

(採決の順序)

第11条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案が全て否定されたときは、原案について採決しなければならない。

第12条 採決の方法は、次の各号のひとつとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

第13条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

第14条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付帯事項

議長は、この規程に違反又は議長の指示に従わない者を、発言の停止、あるいは退場させることができる。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 会費規程

第1条 この規程は定款第8条による会費納入について定める。正会員の会費、賛助会員の会費は、次の通りとする。

- (1) 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会正会員会費
年 額 5,000円
(新入会費) 入会金5,000円
- (2) 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会賛助会員会費
年 額 10,000円
(新入会費) 入会金10,000円

第2条 会費の納入は、毎年5月末日までに当該事業年度分を納入しなくてはならない。但し、名誉会員は、本会の会費を免除する。

第3条 この規程は、理事会の決議を経て、社員総会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会役員選出規程

第1章 総則

第1条 定款第13条に基づき、役員を選出を次のごとく定める。

第2条 選挙権及び被選挙権を有するものは、会費を完納している正会員に限る。

第2章 選挙管理委員会

第3条 理事及び監事を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選する。但し、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

- (1) 選挙の告示
- (2) 理事及び監事候補者届の受理、資格審査、候補者の公示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 総会に選挙結果を報告

第6条 選挙管理委員会の任期は2年とする。

第3章 選挙

第7条 理事及び監事に立候補しようとするものまたは、候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会に文書をもって届け出る。但し、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

第8条 立候補、推薦候補の届け出締切は投票日2カ月前とする。

第9条 選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行ない、理事及び監事についてそれぞれ連記制とする。

第10条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高得点順に定める。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第11条 役員選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。会長、副会長は、理事の中より互選し、会長の任期は定款第17条第1項の規程にかかわらず連続4年までとする。

第4章 無投票当選

第12条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を越えないとき、または、越えなくなったときは、無投票で当選者を定めることができる。

第13条 候補者が定数を越えないときは、理事会にて候補者を推薦することができる。

第14条 候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることができる。

第5章 欠員の補充

第15条 当選した役員が辞任又は死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第16条 繰り上げ当選者等により次点者がいなくなった場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

第6章 異議の申立て

第17条 選挙に関する異議は当選の確認後14日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

第18条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 会員の権能に関する規程

第1条 会員の権能を次のごとく定める。

第2条 正会員は次の権能を持つ。

- (1) 総会に出席し議決権を有する
- (2) 役員選挙権、被選挙権を有する
- (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する

第3条 賛助会員は次の権能を持つ。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない
- (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
- (3) 本会が主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する

第4条 名誉会員は次の権能を持つ。

- (1) 本会に対して、助言を与える権利を有する
- (2) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない
- (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する

第5条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 事務局規程

- 第1条 定款第54条に基づき、事務局の規定を次のごとく定める。
- 第2条 この規程は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。
- 第3条 事務局には、理事会の同意を得た事務局長及び所要の職員をおくことができる。
- 第4条 会長は、会計を任命する。
2 財務担当は会計責任者とする。
- 第5条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 第6条 前条の帳簿及び書類は、永久保存しなければならない。但し会計に関わる書類の保存は10年とする。
- 第7条 定款第9条に基づき、会員の資格を喪失した者で社団法人日本臨床工学技士会（以下、日臨工という）の会員の場合、日臨工にその旨を報告しなければならない。
- 第8条 この規程で定められていない必要事項は、理事会の議決によるものとする。
- 第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 出張旅費規程

第1条 会長は、会務のため正会員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃 普通旅客運賃

(付随する特急料金等は実費支給)

日 当 3,000円

宿泊料 10,000円

但し、出張距離によっては航空機の使用を許可することもある。

第3条 日当(食事代を含む)は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第4条 宿泊料は、朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第5条 日当は、昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

第6条 日帰り出張は、交通費の実費のみを支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第7条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

第8条 本会の理事会の開催にあたっての出張は、交通費の実費のみを支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第9条 国外出張の場合は理事会の決定による。

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 慶弔規程

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県臨床工学技士会（以下、本会という）が、会員、その他に対する見舞及び慶祝、表彰ならびに弔慰については、この規程の定めるところによる。

(見舞)

第2条 正会員、名誉会員（以下、会員という）が1ヵ月以上病気あるいは不慮の事故で療養した場合は、本人又は施設連絡責任者の届け出により、3,000円の見舞金を贈る。

(慶祝及び表彰)

第3条 本会が、関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

2 会員が結婚する場合は、会員(施設連絡責任者)の届け出により祝電をもって祝福する。

3 本会に会員として永年在籍し、会の発展に功績のあった会員を、他の正会員からの推薦及び理事会の議決により、表彰することができる。

(弔慰)

第4条 会員及び本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人に弔慰する。

2 会員には、生花を式場に飾り、5,000円を霊前に捧げる。

3 本会と密接なる関係を有する団体葬ならびに個人には、応分の供物を行う。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 委員会規程

第1条 定款 53 条に定めた委員会を設置する場合、目的、委員長、委員等について理事会の承認を受ける。

第2条 委員長及び委員の任免は、理事会の承認を得て会長が行なう。

第3条 委員長は委員会を統括し、該当する会務を協議し執行する。

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(構成)

第5条 各委員会は、理事会承認を受けたすべての委員をもって構成する。

(権限)

第6条 委員会は、次の職務を行う。

- (2) 該当する会務に関する啓発活動の企画および運営
- (3) 該当する会務に関する規則の制定及び変更及び廃止に関する検討

(責務)

第7条 委員は該当する会務を協議し執行する。また、会長が求める場合、委員は理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第8条 委員会は、通常委員会・臨時委員会・web 委員会の3種類とする。

1. 通常委員会は、毎事業年度3回開催する。
2. 臨時委員会は、次の各号の一に該当する場合とし、会長の承認をもって開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
3. web 委員会は、委員長が必要と認めたとき開催する。

(召集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

1. 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の1週間前までに担当理事および各委員に対して通知しなければならない。

(議長)

第10条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第11条 委員会は、委員現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第12条 委員会の議事は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

(決議の省略)

第13条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

令和2年4月1日：改定（令和元年11月23日：理事会承認）

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会メーリングリスト運用規程

メーリングリストを利用される場合は、本規程に承諾いただいたものとみなしますので、以下の内容を十分にご理解の上で利用を行ってください。

(目的)

第1条 (一社)愛媛県臨床工学技士会メーリングリスト(以下、「愛臨工ML」という。)は、(一社)愛媛県臨床工学技士会(以下、「当会」という。)の広報活動の一環として運用するものであり、当会の活動予定や(公社)日本臨床工学技士会などからの最新情報を当会会員に速やかに伝え、当会会員の諸活動を活性化することを目的とする。

(登録資格)

第2条 愛臨工MLは当会会員のみが登録を行うことができる。

(管理・運営)

第3条

- (1) 愛臨工MLに係る管理・運営は、理事会の指示に従い事務局が行う。
- (2) 当会会員より請求があった場合には、速やかに愛臨工MLへの追加及び削除を行うものとする。
- (3) 愛臨工MLへの配信者は、当会組織委員長・会長・事務局長のみに限る。
- (4) 愛臨工MLへ配信する際には、会長の承認を得る必要がある。

(配信情報)

第4条 以下の情報は愛臨工MLへ配信することができる。

- (1) 当会が主催・共催・協賛するセミナー・勉強会等の事業に関する情報。
- (2) 当会事務局からの連絡事項。
- (3) (公社)日本臨床工学技士会及び関連団体からの情報。
- (4) 会長が配信を許可した情報。

第5条 以下の情報は愛臨工MLへ配信することができない。

- (1) 個人情報を含むもの。
- (2) 個人または当会の不利益となる情報。
- (3) 当会とは無関係な情報。
- (4) 営業活動。
- (5) 当会役員の選挙活動。
- (6) 会長が配信を許可しない情報。

(個人情報の取扱い)

第6条 愛臨工MLの登録情報及びメールアドレス等の個人情報については、法に定める開示請求があった場合を除き、目的の範囲外で利用及び提供は行わない。

第7条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成27年4月27日から施行する。

平成27年2月7日理事会承認。

令和元年12月1日：改定 (令和元年11月23日理事会承認)

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 正会員の休会に関する規程

- 第1条 休会が認められる状況について
産前産後休業、育児休業、長期病気療養（介護含む）、海外留学の場合、休会を認める。
- 第2条 休会の期間について
休会の期間は年度単位とし、原則3年間までとする。延長を希望する場合は、その旨を事務局に申請する。
- 第3条 休会の申請について
休会の申請については、一般社団法人愛媛県臨床工学技士会（以下、当会）のホームページ上から所定の休会届を申請する。
- 第4条 休会中の会員の取り扱いについて
1. 年会費は、申請した該当年度は支払うものとするが、翌年度から支払いを免除する。ただし、休会前に会費滞納がある場合は、滞納分の完済をしなければならない。
 2. 休会期間は、会誌等の郵便物の送付は停止する。
 3. 総会、当会が主催するセミナー等への参加は非会員扱いとする。また、役員選挙における立候補および投票はできない。
 4. 愛臨エメールリングリストからの配信情報は継続される。
- 第5条 復帰について
1. 休会中の会員が正会員へ復帰を希望する場合は、当会のホームページ上から所定の復会届を申請する。
 2. 年度途中で正会員に復会した場合は、該当年度の年会費は免除とする。
- 附則
1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。
 2. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 功労者表彰規程

第1条 この規程は慶弔規程第3条3項功労者の表彰基準については、この規程の定めるところによる。

第2条 表彰対象者

1. (一社)愛媛県臨床工学技士会の所属または所属であった者であり、当会3役を3期以上務めた者もしくは当会において多大な寄与または貢献をした者。
2. 原則50歳以上の者。
3. 正会員から候補者を選定し、本人から了承を得られた場合。ただし、過去に当該表彰を授与された者は除く。
4. 推薦しようとする正会員は、別紙1に必要事項を記入し提出する。

第3条 表彰の決定について

1. 理事会において審議し決定する。
2. 当年の定時社員総会へ参加ができること。

第4条 功労者表彰式

1. 定時社員総会で表彰を行う。
2. 表彰状または記念品の授与は会長が行う。

第5条 その他

1. 技士会3役とは、会長、副会長、事務局長をいう。
2. 表彰者の旅費(交通宿泊費)は当会からの支給は行わない。

附則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。
2. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

中四国臨床工学技士会連絡協議会 運営規程

第1章

(名 称)

第1条 本会は中四国臨床工学技士会連絡協議会と称する。

(総 則)

第2条 中四国臨床工学技士会連絡協議会（以下、会という）の運営は、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第3条 本会は、中四国地区の臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び向上を図り、中四国地区の福祉、医療の普及発展に寄与すること、さらに中四国地区の各県臨床工学技士会間の協議及び交流を通じ臨床工学技士相互の親睦並びに結束を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 中四国各県技士会が主催する事業に協賛、後援する。
2. 中四国各県技士会が共催で臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること。
3. 中四国各県技士会が共催で臨床工学技士の資質及び教育の向上に関すること。
4. 地方及び地区公共団体が行う、地域医療事業及び社会事業への協力。
5. 中四国地区臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること。
6. 臨床工学に関する調査研究及び広報活動に関すること。
7. 内外医療関係各団体との交流に関すること。
8. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 構 成

(資 格)

第5条 本会の目的に賛同する、中四国各県に既存する臨床工学技士会長及び各県技士会が定めた3名までの役員とし、各県4名までを専任役員とする。

2. 定められた専任役員は、本会会議に出席し、発言することができる。

3. 定められた専任役員以外でも、各県が臨時に代表役員を選出し、本会会議に出席し発言することができることとする。

(登 録)

第6条 第5条1項で定められた専任役員は、各県技士会より議長担当県臨床工学技士会事務局に名簿を提出することとする。

2. 初回提出された名簿をもって登録申込書とし、本会会議で承認されたものとする。

3. 各県役員改選等の理由により専任役員の変更及び追加がある場合は、各県技士会より議長担当県臨床工学技士会事務局に再度専任役員の名簿を提出しなければならない。

(抹 消)

第7条 構成各県臨床工学技士会で抹消を望む場合は、その事由及び要旨を議長担当県臨床工学技士会事務局に送付しなければならない。

2. 本会会議で抹消の事由及び要旨を説明の上、本会会議で承認された場合とする。

(年 度)

第8条 本会の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 |

(選任)

第10条 議長、副議長、書記は、前年度の定例会議において構成員の互選により定めることとする。

(職務)

第11条 議長は会議を円滑に運営するために総理し、次の事項を執り行うこととする。

- (1) 連絡協議会に開催に先立ち定足数を確認し設立を宣言する。
 - (2) 議事録署名人の選出を行う。
 - (3) 採決を行うとき、その表決に付する問題を宣言しなければならない。
 - (4) この規程に反し、議長の注意に従わないものは、発言の停止又は退場させることができる。
2. 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 書記は会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し管理及び保管しなければならない。なお、議事録の管理並びに保管は、担当県臨床工学技士会事務局に依託する。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議出席者氏名（書面表決及び表決委任者を含む）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨

(任期)

第12条 役員任期は、第8条で定められた1年とする。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、本会会議において出席構成員の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

2. 前項規程により、本会会議において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

第14条 本会の会議は、定例及び臨時会議とする。

(議決事項)

第15条 本会会議の議決事項は、本会の目的たる事業を執り行うのに必要な事項とし、議案提出については、別に定めるところとする。

(開催)

第16条 定例会議は、毎年1回以上開催することとする。

2. 臨時会議は、構成各県臨床工学技士会が必要と認め、会議の目的たる事項を議長に示し請求があったとき開催することができることとする。

(議案提出)

第17条 本会会議に議案を提出する場合は、その事由及び要旨を文書で本会会議の30日前までに、議長担当県臨床工学技士会事務局に送付する。

2. 緊急の事情により本会会議当日提案する場合は、その事由及び要旨を議長に届けなければならない。

(召集)

第18条 本会会議は、議長が召集することとする。

2. 議長は、前条第2項の規程に基づく請求があったとき、30日以内に本会会議を招集しなければならない。
3. 本会会議を招集するには、構成各県臨床工学技士会事務局に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を以って、少なくとも20日以前に通知しなければならない。

(定足数)

第19条 本会会議は、構成各県臨床工学技士会の3分の2以上の出席がなければ開催できないこととする。

(議決権)

第20条 本会会議の議決権は、別に定める事その他について構成各県臨床工学技士会に1票とし、各県臨床工学技士会を代表するものとする。

(議決)

第21条 本会会議の議事は、出席構成各県臨床工学技士会の過半数以上の同意を以って決するものとする。

(採決)

第22条 採決は次の方法とする。

- (1) 拍手、(2) 挙手、(3) 起立、(4) 無記名投票、(5) 書面表決

(会議の議事録)

第23条 議事録には、第11条第3項のほか、議長及び出席した構成員の中から、その本会会議において選任された、議事録署名人2名以上の署名捺印がなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 本会は、固有の資産を有さない。

2. 第4条第1項による事業により諸経費を支弁した後、余剰金が生じた場合は主催臨床工学技士会会計に組み込むこととする。

3. 第4条第1項以外による事業により諸経費を支弁した後、余剰金が生じた場合は共催した構成各県臨床工学技士会会計に組み込むこととし、事業収入として計上することとする。

4. 本会事業により諸経費を支弁した後、余剰金が生じなかった場合は、本会会議で協議決定する。

(会計)

第25条 本会は、第4条第1項以外の事業による収支報告のみとし、会計監査、会計簿作成及び年度末会計報告を行わないこととする。

2. 会計担当は次のごとく定める。

(1) 第4条第1項による事業の場合は、主催の臨床工学技士会とし、書類の管理保管をすることとする。

(2) 第4条第1項以外による事業の場合において別に定める以外は、議長担当臨床工学技士会とし、書類の管理保管をすることとする。

(3) 第4条第1項以外による事業で、会議により担当責任技士会が選出された場合は事業担当責任技士会とし、事業終了後すみやかに次回会議において収支報告書と、管理保管の必要があると判断される書類を議長担当技士会に提出することとする。

第6章 経費の請求及び支弁

(経費の請求)

第26条 本会の事業で、構成各県臨床工学技士会の支弁金額については、所定用紙に記載後、請求書又は領収書を添付し本会会議に提出、請求することとする。

(経費の支弁)

第27条 会計担当技士会は、本会会議で協議決定した額を支弁するものとする。

第7章 変更及び解散

(運営規程の変更)

第28条 この規程は、本会会議において構成各県臨床工学技士会の、書面表決を含めた4分の3以上の議決を

経なければ変更することはできない。

(解 散)

第 29 条 本会は、本会会議において構成各県臨床工学技士会に、書面表決を含めた 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

附 則

1. この運営規程は、本会会議の定めるところとし 2011 年 4 月 1 日に制定される。
2. この運営規程は、本会会議の定めるところとし 2011 年 4 月 1 日より施行するものとする。

中四国臨床工学技士会連絡協議会 担当県細則

第 1 条 本会における議長が所属する県技士会を、担当県技士会とする。

第 2 条 任期は本会運営規程第 8 条で定められた 1 年間とし、中四国地区各県技士会での持ち回りとする。

第 3 条 担当県技士会は、本会の会議（定例及び臨時会議）の召集及び会議議案、会議議事録などの報告書を作成・保存をおこなう。

第 4 条 担当県技士会は、会議会場の確保及び各県技士会との日程調整をおこなう。

第 5 条 担当県技士会は、会議費その他に関する費用の請求をおこなう。

第 6 条 担当県技士会は、中四国臨床工学技士会学術大会の運営及び事業執行にともなう諸事務をおこなう。

- (1) 日程、会場調整、予約、協賛依頼など
- (2) 事業報告に関すること（収支、各県参加者数、協賛企業など）
- (3) 各県知事など公共、関連団体及び教育機関からの後援依頼
- (4) 一部、市民公開講座（無料）の開設（※必須ではない）
- (5) 事務所の管理に関すること
- (6) 役員人事の事務処理に関すること
- (7) 会員動向状況に関すること
- (8) 隣県技士会事務局及び関連団体への案内
- (9) その他、前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さず事務局に関すること

※中四各県技士会会員への案内状等送付は各県で行なう

第 7 条 この細則は、本会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則

1. この担当県細則は、本会会議の定めるところとし平成 23 年 5 月 14 日制定される。
2. この担当県細則は、本会会議の定めるところとし平成 23 年 5 月 14 日より施行するものとする。